広島県告示第六百六十四号

とおり実施する。 計量法(平成四年法律第五十一号)第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次の

令和七年七月十日

広島県知事 湯 﨑

英

彦

一区域

北広島町

二 対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

令和七年九月一六日	令和七年九月一二日		令和七年九月一一日	令和七年九月一〇日	令和七年九月九日 4	実施期日
午前一○時三○分~午後三時	午後一時~午後三時	午前一○時三○分~午前一一時三○分	午前一一時~午後二時三〇分	午前一一時~午後二時三〇分	午前一一時~午後二時三〇分	器物受付時間
北広島町まちづくりセンター	北広島町役場豊平支所	広島市農業協同組合久保角店	北広島町役場大朝支所	(大朝文化センター) 北広島町図書館	北広島町役場芸北支所	実 施 場 所

兀 所在場所における定期検査(ひょう量一トン以上の大型はかりを除く。) の期日及び場

所

令和七年九月4	実		
月九日~	施		
令和八年	期		
三月二一日	目		
T該計量			
器の所	実		
在場所	施		
	場		
	所		

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

一般社団法人 広島県計量協会